

各所属長 殿

理 事 長

勤勉手当の成績率の運用について（通知）

このことについて、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第38条第2項及び同条第5項の規定に基づき、下記のとおり実施することとしたので通知します。

記

- 1 基準日以前6箇月以内の期間において、地方独立行政法人奈良県立病院機構職員就業規則第44条、地方独立行政法人奈良県立病院機構指定有期職員就業規則第39条又は地方独立行政法人奈良県立病院機構有期雇用職員就業規則第51条の規定に基づく懲戒処分を受けた職員の成績率は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次表に掲げる割合を基本として決定するものとする。

ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、二以上の懲戒処分を受けた職員にあっては、それぞれ該当する成績率のうち最も低い割合を基本として決定するものとする。

(1) 再雇用職員以外の職員

① 特定幹部職員以外の職員

| 懲戒処分を受けた職員  | 成績率         |
|-------------|-------------|
| 停職の処分を受けた職員 | 100分の39以下   |
| 減給の処分を受けた職員 | 100分の49.5以下 |
| 戒告の処分を受けた職員 | 100分の60以下   |

② 特定幹部職員

| 懲戒処分を受けた職員  | 成績率         |
|-------------|-------------|
| 停職の処分を受けた職員 | 100分の32.5以下 |
| 減給の処分を受けた職員 | 100分の53以下   |
| 戒告の処分を受けた職員 | 100分の75以下   |

(2) 再雇用職員

① 特定幹部職員以外の職員

| 懲戒処分を受けた職員  | 成績率         |
|-------------|-------------|
| 停職の処分を受けた職員 | 100分の21.5以下 |
| 減給の処分を受けた職員 | 100分の27以下   |
| 戒告の処分を受けた職員 | 100分の32以下   |

② 特定幹部職員

| 懲戒処分を受けた職員  | 成績率         |
|-------------|-------------|
| 停職の処分を受けた職員 | 100分の16以下   |
| 減給の処分を受けた職員 | 100分の26.5以下 |
| 戒告の処分を受けた職員 | 100分の37以下   |

- 2 特定幹部職員とは、給与規程第35条第2項及び同条第6項に規定する職員をいう。